

2019年度～2023年度

第4次 四日市市地域福祉計画



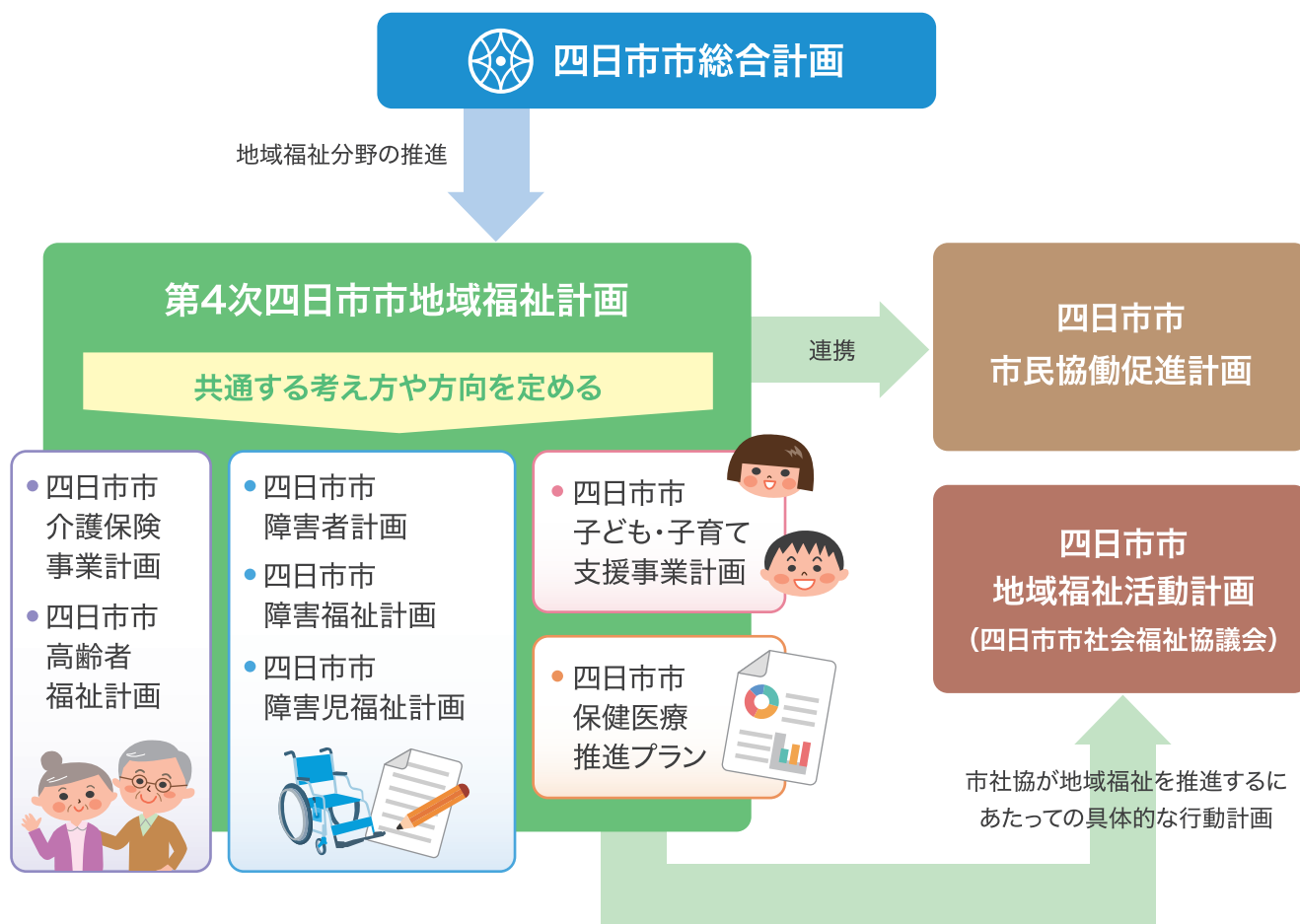
計画の基本理念

第3次計画の基本理念「安心して暮らせる福祉のまちづくり」をこの計画においても引き継ぎます。



計画の位置づけ

この計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、下記の介護保険事業計画や障害者計画、地域福祉活動計画といった関連計画において施策を推進していく上での共通する考え方や基本的な方向を定めています。





計画の目標

1

相談体制・情報提供体制を充実させる

福祉にかかる相談窓口の充実と相談機関の連携とともに周知を図ります。また、福祉にかかる情報の内容と提供方法を充実させます。

施策の方向

- 1.相談体制の充実
- 2.情報提供体制の充実

2

地域活動を支援する

福祉教育を推進し、地域福祉活動を担う人材を育成するとともに、地域福祉活動団体やボランティア活動の活発化に向けて支援を行います。

施策の方向

- 1.人材の育成・発掘
- 2.地域福祉活動団体への支援
- 3.ボランティア活動支援

3

安全・安心に暮らせる仕組みをつくる

地域の防災や防犯体制づくりを支援し、安心して暮らしていける、また自立した生活を送れる仕組みを整えます。さらに、ユニバーサルデザインを推進します。

施策の方向

- 1.防災、防犯体制の支援
- 2.安心して生活できる仕組みづくり
- 3.自立して生活できる仕組みづくり
(第4次計画で大きく変更したポイント)
- 4.ユニバーサルデザインの推進

4

生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる

地域におけるさまざまな活動への参加を促し、顔の見える関係づくりを進めるとともに、身近なふれあい・交流の場づくりを促進します。

施策の方向

- 1.生きがいを持って暮らせる地域づくり
- 2.地域の支え合いの場づくり

5

福祉事業者の活動を支援する

福祉事業者の健全な運営に向けた助言・指導などを進めるとともに、良質なサービス提供が図られるよう、支援を行います。

施策の方向

- 1.健全な運営への支援
- 2.良質なサービス提供のための支援

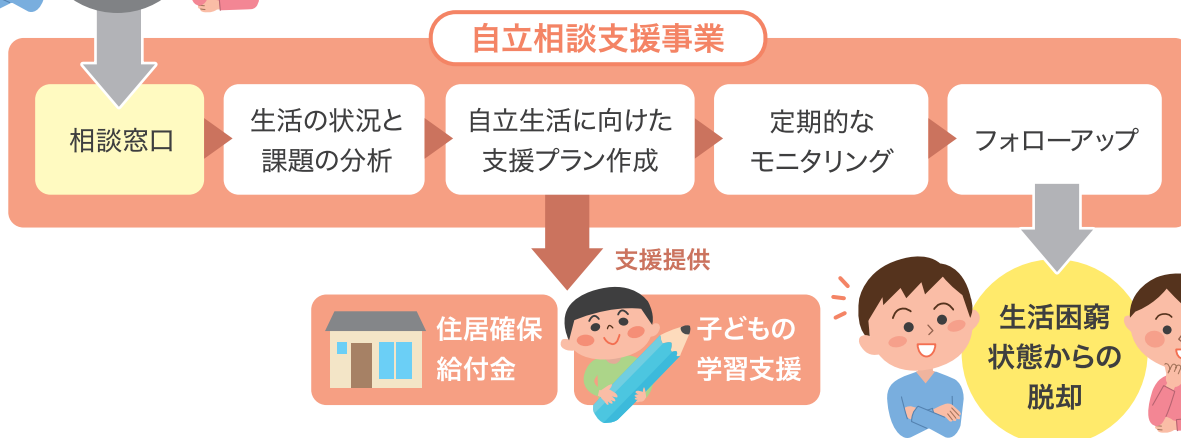


第4次四日市市地域福祉計画で 大きく変更したポイント

生活困窮者の自立支援について

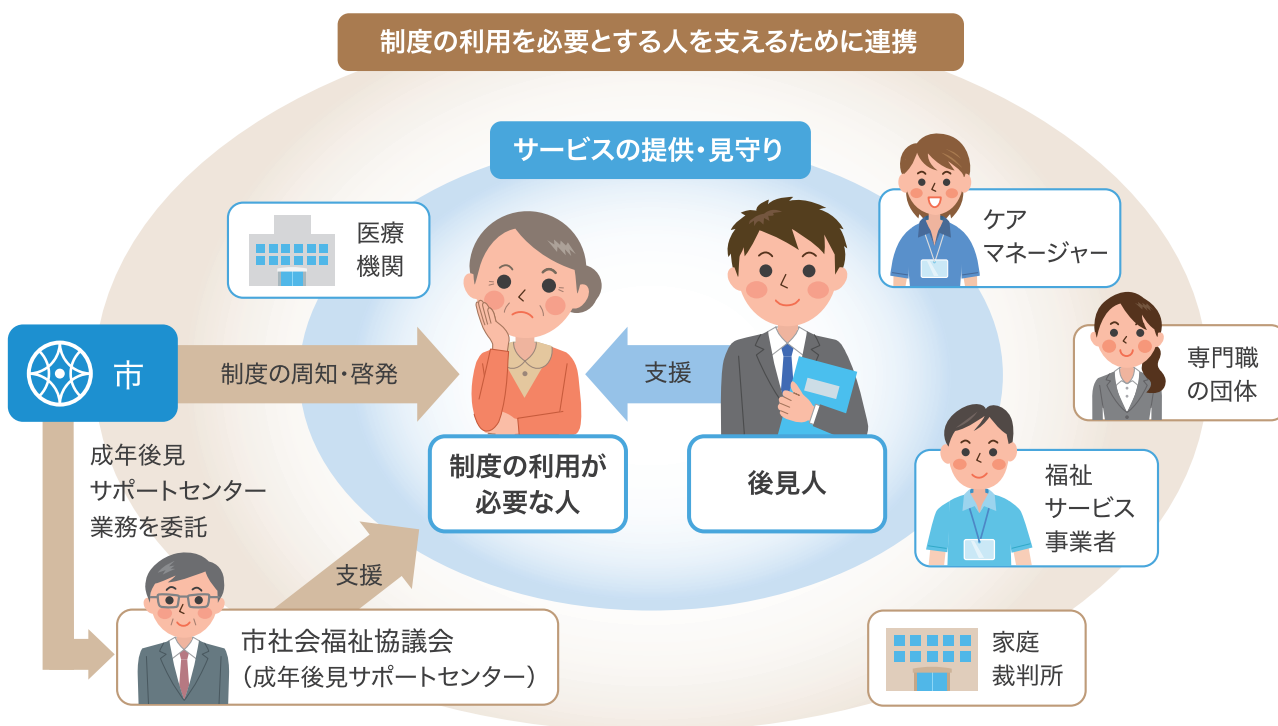


日常生活を営む上で何らかの支障を抱え、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対する包括的な相談支援として、自立相談支援事業をはじめとする事業を実施します。



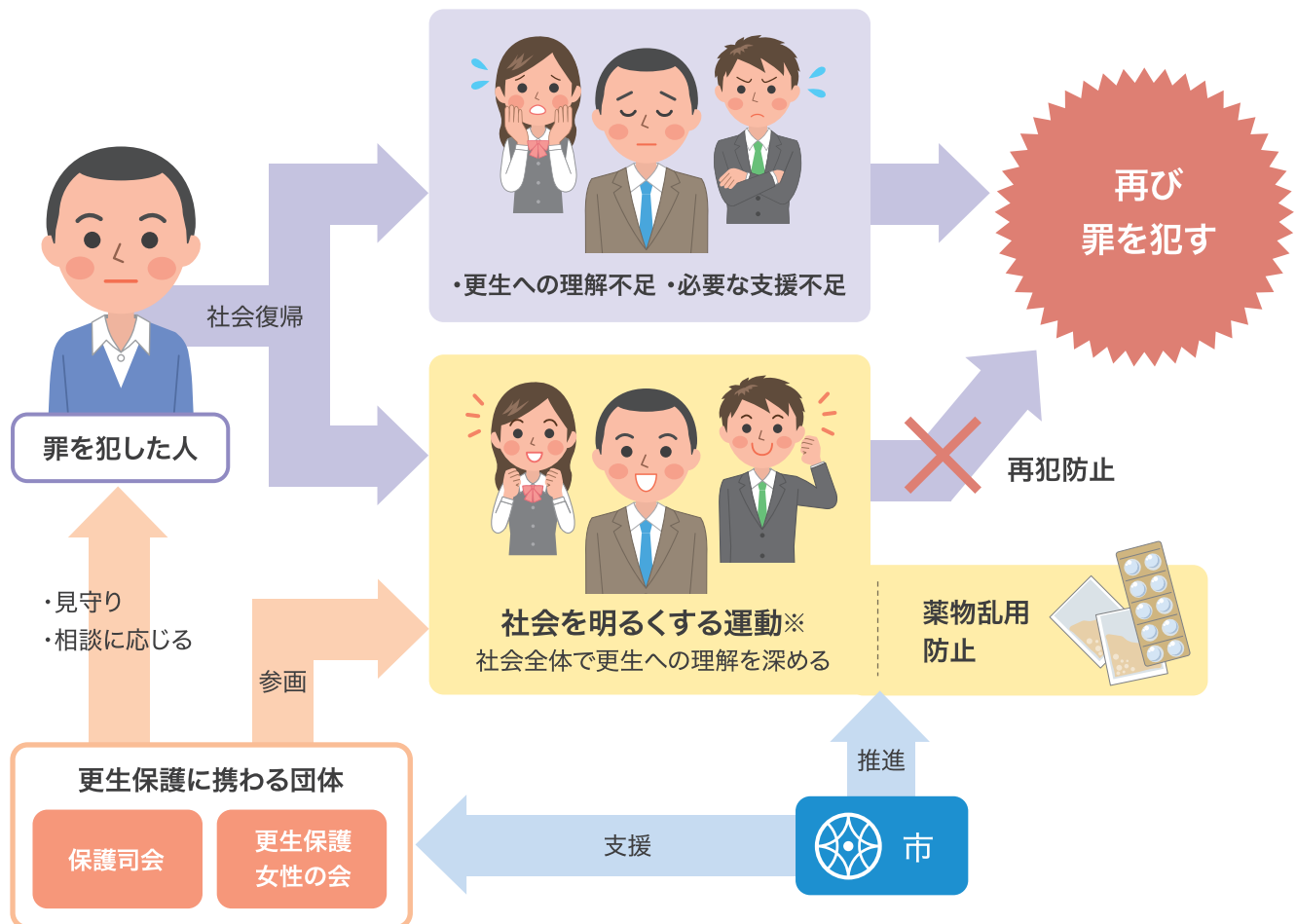
成年後見制度の利用の促進について

成年後見制度の利用について啓発を行うほか、相談を受け付け、情報提供や手続きを支援するとともに、制度の利用を必要とする人を支えるため、家庭裁判所、専門職の団体、市、市社会福祉協議会などさまざまな機関が連携する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。



再犯防止の推進について

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、地域における再犯防止への理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。また、関係機関との連携を図り、薬物乱用防止に取り組みます。



※社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第4次四日市市地域福祉計画[概要版]

発行年月	2019年3月	編集	四日市市健康福祉部健康福祉課
発行	四日市市		〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
			TEL 059-354-8109 FAX 059-359-0288
			E-mail kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp
			URL http://www.city.yokkaichi.lg.jp